



福岡県医発第1819号(地)
平成19年 1月12日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱い
について」等の事務連絡の送付について

介護保険制度における介護サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いにつ
いて、介護予防サービス、地域密着型サービス等新サービス類型が創設された
ことから、その取扱いに関する事務連絡が厚生労働省老健局より発出された旨、
日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので参考までにお送りいたしま
す。

なお、本件に関する基本的な考え方に変更はございません。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



(介 4 3)

平成 18 年 12 月 12 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

天 本 宏

「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」等の
事務連絡の送付について（参考資料）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険制度における介護サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについては
基本的考え方に変更はありませんが、介護予防サービス、地域密着型サービスなど新サービ
ス類型が創設されたことから、その取扱いに関する事務連絡が厚生労働省老健局より発出さ
しました。本会においても当該事務連絡を入手致しましたので、ご参考までに送付致します。

敬具

記

（添付資料）

- ・ 介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて
(平 18.12. 1 厚生労働省老健局総務課 事務連絡)
- ・ 介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス等の対価に係る医療費控除の
取扱いについて (平 18.12. 1 厚生労働省老健局総務課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡
平成 1 8 年 1 2 月 1 日

各 都道府県介護保険担当部（局）担当者 様

介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の
取扱いについて

在宅介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについては、その基本的考え方に変更ありませんが、新たなサービス類型の創設に伴い、「介護保険制度下での居宅サービスの対価にかかる医療費控除の取扱いについて」（平成 1 2 年 6 月 1 日老発第 5 0 9 号）に基づく取扱いについて、平成 1 8 年 4 月サービス分より別添のとおりとしますので、貴都道府県内（区）市町村（政令市、中核市も含む）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願いいたします。

（参考）

- ・ 介護保険制度改正に伴う医療費控除の取扱い

厚生労働省老健局総務課
企画法令係
(電話番号)
0 3 (5 2 5 3) 1 1 1 1 (代)
内線 3 9 0 9
0 3 (3 5 9 1) 0 9 5 4 (直通)

(別添)

介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについては、下記のとおりとする。

1 対象者

次の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす者

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第21項に規定する居宅サービス計画（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第64条第1号ニに規定する指定居宅サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）及び第65条の4第1号ハに規定する指定地域密着型サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）を含む。以下、「居宅サービス計画」という。）又は法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画（規則第83条の9第1号ニに規定する指定介護予防サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）及び第85条の2第1号ハに規定する指定地域密着型介護予防サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）を含む。以下、「介護予防サービス計画」という。）に基づき、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「居宅サービス等」という。）を利用すること。
- (2) (1)の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に、次に掲げる居宅サービス又は介護予防サービスのいずれかが位置付けられること。
(居宅サービス)
 - イ 法第8条第4項に規定する訪問看護
 - ロ 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション
 - ハ 法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導
 - ニ 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション
 - ホ 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護(介護予防サービス)
 - ヘ 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護
 - ト 法第8条の2第5項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
 - チ 法第8条の2第6項に規定する介護予防居宅療養管理指導
 - リ 法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション
 - ヌ 法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護(注) イ及びヘについては、老人保健法及び医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る訪問看護を含む。

2 対象となる居宅サービス等

1の(2)に掲げる居宅サービス又は介護予防サービスと併せて利用する次に掲げる居宅サービス等

- (1) 法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護
ただし、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費に掲げる生活援助が中心である場合を除く。
- (2) 法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護
- (3) 法第 8 条第 7 項に規定する通所介護
- (4) 法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護
- (5) 法第 8 条第 15 項に規定する夜間対応型訪問介護
- (6) 法第 8 条第 16 項に規定する認知症対応型通所介護
- (7) 法第 8 条第 17 項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (8) 法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護
- (9) 法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問入浴介護
- (10) 法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護
- (11) 法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (12) 法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (13) 法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
(注) 1 の(2)のイからヌに掲げる居宅サービス等に係る費用については、1 の対象者の要件を満たすか否かに関係なく、利用者の自己負担額全額が医療費控除の対象となる。

3 対象費用の額

2 に掲げる居宅サービス等に要する費用（法第 41 条第 4 項第 1 号若しくは第 2 号、第 42 条の 2 第 2 項第 1 号若しくは第 2 号、第 53 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 54 条の 2 第 2 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。）に係る自己負担額（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額）

(1) 指定居宅サービスの場合

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 2 条第 4 号に規定する居宅介護サービス費用基準額から法第 41 条第 4 項に規定する居宅介護サービス費の額を控除した額

(2) 指定介護予防サービスの場合

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 2 条第 4 号に規定する介護予防サービス費用基準額から法第 53 条第 2 項に規定する介護予防サービス費の額を控除した額

(3) 基準該当居宅サービス及び基準該当介護予防サービスの場合

それぞれ指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの場合に準じて算定した利用者の自己負担額

(4) 指定地域密着型サービスの場合

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年

厚生労働省令第 34 号) 第 2 条第 4 号に規定する地域密着型介護サービス費用基準額から法第 42 条の 2 第 2 項に規定する地域密着型介護サービス費の額を控除した額

(5) 指定地域密着型介護予防サービスの場合

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 2 条第 4 号に規定する地域密着型介護予防サービス費用基準額から法第 54 条の 2 第 2 項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額を控除した額

4 領収証

法第 41 条第 8 項（第 42 条の 2 第 9 項、第 53 条第 7 項及び第 54 条の 2 第 9 項において準用する場合を含む。）及び規則第 65 条（第 65 条の 5、第 85 条及び第 85 条の 4 に於いて準用する場合を含む。）に規定する領収証に、3 の対象費用の額を記載する。（別紙様式参照）

(様式例)

居宅サービス等利用料領収証

(平成 年 月分)

利用者氏名				
費用負担者氏名		続柄		
事業所名及び住所等	印 (住所 :)			
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等の名称				
No.	サービス内容/種類	単価	回数 日数	利用者負担額 (保険対象分)
①				円
②				円
③				円
④				円
⑤				円
No.	その他費用 (保険給付対象外のサービス)	単価	回数 日数	利用者負担額
①				円
②				円
③				円
領 収 額				円
うち医療費控除の対象となる金額				円
				領収年月日 平成 年 月 日

(注) 1 本様式例によらない領収証であっても、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した事業者名」及び「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。

なお、利用者自らが居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成し、市町村に届出が受理されている場合においては、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅支援事業者等の名称」欄に当該市町村名を記入してください。

2 サービス利用料が区分支給限度基準額又は種類支給限度基準額を超える部分の金額については、「その他費用 (保険給付対象外のサービス)」欄に記載してください。

3 訪問介護事業者にあつては、「うち医療費控除の対象となる金額」欄には、利用者負担額 (保険対象分) のうち生活援助中心型に係る訪問介護以外のサービスに係る利用者負担額 (保険対象分) の合計額を記載してください。

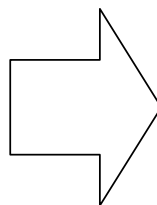
4 この領収証を発行する居宅サービス等事業者が、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護を提供している場合には、これらのサービスに係る利用料についてもあわせて記入してください。

5 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

介護保険制度改正に伴う医療費控除の取扱い

【従来の取扱い】

医療費控除の取扱い	サービス種別	
医療費控除の対象	①	訪問看護
	②	訪問リハビリテーション
	③	居宅療養管理指導
	④	通所リハビリテーション
	⑤	短期入所療養介護
	⑥	介護老人保健施設
	⑦	介護療養型医療施設
①～⑤のサービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象	⑧	訪問介護(生活援助中心型を除く)
	⑨	訪問入浴介護
	⑩	通所介護
	⑪	短期入所生活介護
2分の1医療費控除の対象	⑫	介護老人福祉施設
医療費控除の対象外	⑬	認知症対応型共同生活介護
	⑭	特定施設入所者生活介護
	⑮	福祉用具貸与



【改正後の取扱い】

医療費控除の取扱い	サービス種別	
医療費控除の対象	①	訪問看護 介護予防訪問看護
	②	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
	③	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
	④	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
	⑤	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護
	⑥	介護老人保健施設
	⑦	介護療養型医療施設
①～⑤のサービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象	⑧	訪問介護(生活援助中心型を除く) 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護
	⑨	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護
	⑩	通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
	⑪	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
	⑫	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設
	⑬	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
	⑭	特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
	⑮	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
2分の1医療費控除の対象		
医療費控除の対象外		

事 務 連 絡
平成 1 8 年 1 2 月 1 日

各 都道府県介護保険担当部（局）担当者 様

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス等の対価に係る
医療費控除の取扱いについて

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについては、その基本的考え方に変更ありませんが、地域密着型介護老人福祉施設の創設に伴い、所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 8 年財務省令第 6 4 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 8 年総務省令第 1 3 1 号）により、指定地域密着型介護老人福祉施設の地域密着型サービスに係る対価のうち一定の金額について新たに医療費控除の対象とされたところです。

については、「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 1 2 年 6 月 1 日老発第 5 0 8 号）に基づく取扱いについて平成 1 8 年 4 月サービス分より別添のとおりとしますので、貴都道府県内（区）市町村（政令市、中核市も含む）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願いいたします。

厚生労働省老健局総務課
企画法令係
(電話番号)
0 3 (5 2 5 3) 1 1 1 1 (代表)
内線 3 9 0 9
0 3 (3 5 9 1) 0 9 5 4 (直通)

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについては下記のとおりとする。

1 対象者

要介護 1～5 の要介護認定を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設に入所する者。

2 対象費用の額

介護費（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 42 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 48 条第 2 項に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。）に係る自己負担額、食費に係る自己負担額（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 136 条第 3 項第 1 号及び第 161 条第 3 項第 1 号並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 1 号及び第 41 条第 3 項第 1 号に規定する「食事の提供に要する費用」をいう。）及び居住費に係る自己負担額（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 136 条第 3 項第 2 号及び第 161 条第 3 項第 2 号並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第 9 条第 3 項第 2 号及び第 41 条第 3 項第 2 号に規定する「居住に要する費用」をいう。）として支払った額の 2 分の 1 に相当する金額。

3 領収証

法第 42 条の 2 第 9 項及び第 48 条第 7 項において準用する法第 41 条第 8 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という。）第 65 条の 5 において準用する規則第 65 条及び規則第 82 条に規定する領収証に、2 の対象費用の額を記載する。（別紙様式参照）

別紙様式

(様式)

指定介護老人福祉施設等利用料等領収証

(平成 年 月 日)

利用者氏名				
費用負担者氏名				続柄
施設事業者名 及び住所等		社会福祉法人 特別養護老人ホーム 印		
項 目		単 価	数 量	金 額 (利用料)
①	介護費			
②	食費			
③	居住費			
④	特別食負担			
⑤	特別居住負担			
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
領 収 額				円
うち医療費控除の対象となる金額 (①+②+③) × 1 / 2				円

領収年月日

平成 年 月 日

- (注) 1 「事業者名及び住所等」の欄には、市(区)町村が提供する場合には、その自治体名を記入してください。
- 2 ①介護費の単価及び数量については適宜基本介護サービス費、各種加算の内訳を記載してください。
- 3 ①、②及び③の合計額の 1 / 2 (二重下線の額) が医療費控除の対象となります。
- 4 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。